

山形県不妊検査費助成事業 Q&A（医療機関向け）

令和8年4月時点作成

対象となる方		
NO.	質問事項	回答
1	助成の対象となる検査や治療はどのようなものになりますか。	<p>医師が必要と認めた不妊検査が助成の対象となります。保険適用の有無は問いません。</p> <p>ただし、次の費用は助成の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不育症のための検査や婦人科検診、不妊治療に係る費用 ・入院食事療養費、差額ベッド代等、検査に直接関係のない費用
2	不妊治療中に行った検査は、対象となるか。	不妊検査と同様の検査であっても、一連の不妊治療において行われる検査については、助成対象外です。
3	これまでに不妊治療（人工授精、体外受精、顕微授精をいう。）を受けたことがないことについて、自院での不妊治療については確認することが出来るが、過去の他院での不妊治療について確認が難しい場合はどうしたらよいか。	令和8年度山形県不妊検査費助成事業申請書（様式第1号）において「これまでに不妊治療（人工授精、体外受精、顕微授精をいう。）を受けたことがないこと」について確認項目があります。申請の際に申請者からの申し出により、県で確認させていただきますので、自院での不妊治療の有無についてのみご確認をお願いいたします。
対象となる検査		
4	男性不妊患者の染色体検査は対象となるか。その他の検査に含めてよいか。	不妊症かどうか診断するために行った検査については、検査内容に含めることができます。
助成額		
5	一般不妊治療管理料の算定も対象となるか。	<p>対象外です。</p> <p>〔理由〕 これまでに不妊治療（人工授精、体外受精、顕微授精をいう。）を受けたことがないことを対象者の要件としているため。</p>
6	選定療養費についても対象となるか。	<p>対象外です。</p> <p>〔理由〕 不妊検査に直接関係のない費用であるため。</p>
受診等証明書について		
7	受診等証明書（様式第2号）の作成にあたり不明な点があった場合の担当窓口はどちらか。	<p>担当窓口は下記のとおりです。</p> <p>山形県しあわせ子育て応援部 こども家庭・母子保健課 母子保健係 電話 023-630-2101 メールアドレス ykodomokatei@pref.yamagata.jp</p>